

学 校 名	整理番号

令和 7 年度（2025 年度） 就学援助申請書

令和 年 月 日（学校へ提出した日）

（あて先） 姫 路 市 長

以下のとおり、就学援助を申請します。
就学援助費の請求・受領・戻入・充当に関しては児童生徒の在籍する学校長に委任します。但し、学校給食費については、姫路市教育委員会に委任します。また、学校病の治療費の請求・受領・戻入については各医療機関に委任します。
なお、資格認定に必要な、私及び私と生計を同一にする者の住民登録・課税情報等を姫路市教育委員会が調査することに同意します。

①申請者（保護者）

住 所

（ふりがな）

氏 名

電話番号（ ）

↓生計を同一にする方全員（児童生徒を含む）について申請時の状況を記入して下さい。但し、同一の家屋に居住されている場合は生計同一とみなしますので、同居されている方全員の氏名を記入してください。

世帯の状況	人 員	② 対 象	氏 名 ※対象の児童生徒には「ふりが な」も記入してください。	続柄 （保護者か ら見た続柄 を記入）	生 年 月 日	③勤務先又は 学校名・学年・組 ※無職・求職中も必ず記入	④R7.1.1 現在 の住所の所在地 （いずれかに○を付 けてください）	※教育委員会 処 理 欄
	1			保護者	年 月 日		姫路市・姫路市外	
	2				年 月 日		姫路市・姫路市外	
	3				年 月 日		姫路市・姫路市外	
	4				年 月 日		姫路市・姫路市外	
	5				年 月 日		姫路市・姫路市外	
	6				年 月 日		姫路市・姫路市外	
	7				年 月 日		姫路市・姫路市外	

⑤申請理由

具体的に記入してください。
（例 保護者〇〇が令和 7 年 3 月に離職。現在も失業中 等）

⑥前年の状況

該当するものに○印を記入してください。
（ ）生活保護を受けていた
（ ）就学援助を受けていた
（ ）就学援助の申請をしたが不認定であった
（ ）就学援助の申請をしなかった
（ ）今年度、小学校新入学である

教育委員会記入欄

総所得金額

円

家族数と総所得

2 人－184 万円

6 人－334 万円

3 人－220 万円

7 人－372 万円

4 人－258 万円

1 人増す毎に

5 人－296 万円

38 万円を加算

準要保護

認定 ・ 不認定

1. 太線のわく内のみ記入してください。
2. 記入方法、添付書類については裏面をご参考ください。
3. 住民票の世帯状況と上記の世帯の状況が異なる場合、教育委員会が指示する書類を提出していただくことがあります。

申請書を記入する前に必ずお読みください。

【申請書の記入要領】

内容は、正確に記入してください。申請内容に虚偽があった場合は、就学援助の認定を取り消し、支給した就学援助費は返還していただきます。

兄弟姉妹が小学校と中学校に通学されている場合は、各小・中学校のどちらにも申請書を提出してください。（義務教育学校の前期課程と後期課程に通学の場合も、それぞれ申請が必要です。）

- ① 住 所
アパート等の場合、棟、室番号まで記入してください。
- ② 対 象
就学援助を申請する児童生徒に○印を記入してください。
- ③ 勤務先または学校名・学年・組
申請時点。無職の場合はその旨を、学生の場合は△△学校○年○組等記入してください。
- ④ R7. 1. 1 現在の住所の所在地
令和7年1月1日の住所について、姫路市・姫路市外のいずれかに○印を入れてください。
- ⑤ 申請理由
例にならって具体的に記入してください。
- ⑥ 前年の状況
該当する事項に○印を記入してください。

【添付書類】

該当するすべての書類を添付してください。ただし、以下の書類で認定できない場合、別途教育委員会が指示する書類を提出していただくことがあります。

令和7年1月1日現在、姫路市に住所があった人

➡ 所得に関する書類は不要

ただし、自営業等の方で所得があるにもかかわらず申告されていない場合は、申告の上、控え（コピー可）を提出してください。

令和7年1月1日現在、姫路市に住所がなかった人（1月2日以降の転入者等）

→ 令和6年中に所得があった人

給与所得があった人 (会社員、パート、アルバイト等)	令和6年分の源泉徴収票（コピー可） 源泉徴収票を紛失された場合は勤務先で再発行を依頼してください。また、源泉徴収票が発行されていない場合は、令和7年1月1日現在の住所地の市町村で所得を申告し、その控えを提出してください（コピー可）。
事業所得があった人 (自営等)	令和6年分の所得税の確定申告書の控え（税務署で確定申告した際に発行されたもの）（コピー可）
年金所得があった人 (非課税となる年金を除く)	令和6年分の源泉徴収票（コピー可）

→ 令和6年中に所得がなかった人

令和7年1月1日現在の住所地の市町村で所得を申告し（0円で申告）、その控えを提出してください（コピー可）。

※令和6年中の所得は認定基準額を超えるが、現在は失業中の人

地区の民生委員児童委員に確認してもらう 現在無職であることの状況確認書等及び令和7年1月以降失業されるまでの所得が分かる書類（源泉徴収票・給与支給明細書等）（コピー可）を提出してください。認定の場合は、原則、学校へ申請書を提出した日が認定日となり、支給対象となる費目は認定日以降の経費に限られます（年度当初からの認定にはなりません。）。

提出先：各学校

制度に関するお問い合わせ：姫路市教育委員会（電話 079-221-2762）